

資 料 提 供	
平成 2 5 年 5 月 3 0 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 ( 亀 井 )
電 話	0857-26-7043

## 平成 2 5 年 6 月 定 例 県 議 会 付 議 案

- 議案第 1 号 平成 2 5 年度鳥取県一般会計補正予算**  
**議案第 2 号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算**  
**議案第 3 号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算**

### **議案第 4 号 鳥取県税条例の一部改正について (税務課)**

平成 25 年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。  
(概 要)

①延滞金の割合の特例を次のとおり見直す。

区 分	現 行	改正後
ア イ及びウに掲げる場合以外の延滞金	延滞金の割合の特例なし (年14.6%)	貸出約定平均金利に年 1 % の割合を加算した割合 (以下「特例基準割合」という。) に年 7.3 % の割合を加算した割合 (年 9.3 %) ※ 2
イ 納期限後 1 月以内	商業手形の基準割引率に年 4 % の割合を加算した割合 (年 4.3 %) ※ 1	特例基準割合に年 1 % の割合を加算した割合 (年 3.0 %) ※ 2
ウ 徴収の猶予等の場合	商業手形の基準割引率に年 4 % の割合を加算した割合 (年 4.3 %) ※ 1	特例基準割合 (年 2.0 %) ※ 2

※ 1 平成 25 年中において適用される割合

※ 2 貸出約定平均金利の年平均を 1 % と仮定した場合の割合

- ②個人県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を居住年が平成 29 年 (現行 平成 25 年) であるものまで延長するとともに、平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの間に居住の用に供した場合の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の 2.8 % (上限 54,600 円) (現行 2 % (上限 39,000 円)) に引き上げる。
- ③配当割及び株式等譲渡所得割の税率を 5 % から 3 % に軽減する特例措置を廃止する。
- ④特定公社債等の利子等について、利子割の課税対象から配当割の課税対象に変更するとともに、源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等について、株式等譲渡所得割の課税対象とする。
- ⑤その他地方税法の一部改正に伴い必要な改正を行う。

[平成 26 年 1 月 1 日ほか]

### **議案第 5 号 とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の一部改正について (水・大気環境課)**

伯耆町において、地下水資源の保護等を目的とし、地下水の採取を規制する条例が制定されたことに伴い、伯耆町の区域を地下水の採取の規制に係る規定の適用を除外する区域に加えるものである。

[公布施行]

## **議案第 6号 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について（循環型社会推進課）**

本条例に相当する条例を市町村が制定した場合に生じる二重適用の問題に適切に対応するため、所要の改正を行うものである。

（概要）

条例の適用を除外する区域は、空き缶等の投棄の禁止について定める条例を制定した市町村として規則で定めるものの区域とする。

[公布施行]

## **議案第 7号 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（くらしの安心推進課）**

終生飼養の徹底及び動物取扱業の更なる適正化を図るため、動物の愛護及び管理に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

### ①鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正

ア 知事は、引き取った犬、猫等のうち飼育に適したものを譲渡しようとするときは、その犬、猫等に関する情報を公示してその飼育を希望する者を募集するものとする。

イ 動物愛護管理員の権限に第2種動物取扱業者の事業所等への立入調査権限を加える。

### ②鳥取県手数料徴収条例の一部改正

現行の動物取扱業が第1種動物取扱業とされたことに伴う所要の規定の整備を行う。

[平成25年9月1日施行]

## **議案第 8号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（住宅政策課）**

丸山団地を八頭町へ無償譲渡することに伴い、当該団地に係る規定を削除するものである。

[平成25年8月1日施行]

## **議案第 9号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について（立地戦略課）**

最近の円安等の経済情勢を踏まえ、県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内経済の活性化に資するため、企業立地事業に対する助成を拡充するものである。

（概要）

海外の工場等を移転する場合の企業立地事業補助金の額については、投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（限度額10億円）を加算する。

[公布施行]

## **議案第10号 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（スポーツ健康教育課）**

鳥取県営米子屋内プールを米子市営東山水泳場と交換して米子市に移管することに伴う所要の改正を行うものである。

（概要）

### ①鳥取県営米子屋内プールを廃止する。

②鳥取県営米子屋内プールを廃止するまでの間の当該施設の指定管理の候補者は、公募によらず選定する。

[規則で定める日から施行ほか]

## 議案第11号 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について（企業局経営企画課）

太陽光を利用して電力を供給する発電施設として新たにF A Z倉庫太陽光発電所及び企業局東部事務所太陽光発電所を設けることに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

新たに設ける発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
F A Z倉庫太陽光発電所	500キロワット	卸売
企業局東部事務所太陽光発電所	120キロワット	卸売

[規則で定める日から施行]

## 議案第12号 鳥取県職員の共済制度に関する条例の廃止について（福利厚生課）

県職員等の互助会が自主的・自律的に運営を行う一般財団法人となり、条例により規律する必要がなくなったことから、鳥取県職員の共済制度に関する条例を廃止する。

[公布施行]

## 議案第13号 工事請負契約（天神浄化センター電気設備工事その26（中央監視制御設備改築））の締結について（水・大気環境課）

工 事 名：天神浄化センター電気設備工事その26（中央監視制御設備改築）

工 事 場 所：東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 1517

契約の相手方：株式会社東芝中国支社

契 約 金 額：630,000,000 円

工事完成期限：平成26年9月30日

## 議案第14号 財産を無償で譲渡すること（県営住宅丸山団地）について（住宅政策課）

相 手 方：八頭町

譲 渡 財 産：普通財産

名 称	所在地	種 類	数 量
県営住宅丸山団地	八頭郡八頭町船岡字丸山	土 地	944.48 m <sup>2</sup>
		建 物	380.10 m <sup>2</sup> （3棟6戸）

無償譲渡理由：既に管理代行制度を導入し、八頭町が実態として町営住宅と同様の管理を行っている当該県営住宅について、町が地域の実情に応じた住宅政策を行えるよう、無償で譲渡するものである。

## 議案第15号 関西広域連合規約の変更に関する協議について（企画課）

関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

・広域連合議会の活動を充実し、広域連合の事務執行に係る監視機能や調査、政策提言機能等を強化するため、広域連合議会の議員定数を36人（現行29人）とする。（鳥取県の議員定数は2人（現行3人）となる。）

<定数見直しの考え方>

①各府県域2人に、人口区分に応じた人数を加算する（政令市を有する府県域内の議席配分は、関係団体で協議して決定する）。

②その上で、特定団体の配分を特例減する。

ア 広域連合に部分参加（3分野以下）の団体については1人減

イ 国の地方機関の管轄外である団体については1人減 等

**議案第16号 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について**

(農地・水保全課)

県営土地改良事業等の実施にあたり関係市町村から徴収している負担金について、平成25年2月臨時県議会における補正予算分及び平成25年度分以降の特定農業用管水路等特別対策事業が改編されたことに伴い、新たな事業区分を創設するとともに、市町村の負担金の額を定めるものである。

(負担すべき額)

事業区分	負担すべき額
特定農業用管水路等特別対策事業のうち、中山間地域	工事費の100分の9に相当する額

**議案第17号 特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部負担に関し同意することについての議決の**

**一部変更について (水産課)**

水産庁が平成25年度から行う特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部を県が負担することについて、漁港漁場整備法第20条第3項の規定により、議会の議決の変更を求めるものである。

(負担すべき額)

事業区分	負担すべき額
隠岐海峡地区	都道府県が負担すべき額の100分の19.6に相当する額

**議案第18号 専決処分の承認について**

**(1) 滞納処分取消等請求事件に係る訴えの提起について (平成25年4月12日専決) (税務課)**

相手方：鳥取市 個人

訴えの内容：平成21年(行ウ)第3号滞納処分取消等請求事件につき、平成25年3月29日言渡しのあった鳥取地方裁判所の判決を不服として控訴するものである。

## 報 告 事 項

**報告第 1号 平成24年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について (財政課)**

件 数 15件 繰越額 905,807千円

**報告第 2号 平成24年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)**

件 数 226件 繰越額 42,498,113千円

**報告第 3号 平成24年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について (財政課)**

件 数 1件 繰越額 26,460千円

**報告第 4号 平成24年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)**

件 数 1件 繰越額 12,076千円

**報告第 5号 平成24年度鳥取県県営林事業特別会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)**

件 数 1件 繰越額 9,938千円

**報告第 6号 平成24年度鳥取県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)**

件 数 1件 繰越額 23,805千円

**報告第 7号 平成24年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について (財政課)**

件 数 5件 繰越額 250,178千円

**報告第 8号 平成24年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書について (財政課)**

件 数 2件 繰越額 8,179千円

**報告第 9号 平成24年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書について (財政課)**

件 数 3件 繰越額 317,506千円

## 報告第10号 議会の委任による専決処分の報告について

### (1) 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

(平成25年3月23日専決) (障がい福祉課)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例中引用している条項及び用語の整理を行うものである。

(改正する条例)

- ・鳥取県基金条例
- ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- ・鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例
- ・鳥取県障害者施策推進協議会条例
- ・鳥取県特別医療費助成条例
- ・鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県児童福祉法施行条例
- ・鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例
- ・鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例

[平成25年4月1日施行ほか]

### (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年4月3日専決) (警察本部会計課)

和解の相手方：大阪市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金248,580円(県過失4割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成24年8月28日、米子警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

### (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年4月18日専決)

(警察本部会計課)

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金113,867円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成24年9月8日、警察本部刑事部捜査第一課の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、渋滞により前方で停止した和解の相手方所有の普通乗用自動車に追突し、同車両が破損したものである。

### (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年4月30日専決)

(青少年・家庭課)

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金189,077円(県過失9割5分)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成23年12月27日、喜多原学園の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、右折車線から左車線へ車線変更しようとした際、左車線を直進してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

### (5) 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての

県費負担に関する条例の一部改正について (平成25年5月2日専決) (地域振興課)

公職選挙法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[平成25年5月26日施行]

**(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年5月10日専決)**

(警察本部会計課)

和解の相手方：八頭町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 126,514 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 12 月 5 日、郡家警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

**(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年5月15日専決) (農政課)**

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 267,429 円及び人身損害に対する損害賠償金 1,677,009 円を和解の相手方に支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 24 年 6 月 26 日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、路外に右折しようとして停車中の和解の相手方所有の軽乗用自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

**(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年5月15日専決) (農政課)**

和解の相手方：大山町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 58,968 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 12 月 10 日、西部総合事務所の職員が、公務のため駐車場内に駐車中の軽乗用自動車のドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の小型乗用自動車の後部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

**(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年5月15日専決) (農政課)**

和解の相手方：境港市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 43,848 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 3 月 19 日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、道路脇で後退した際、和解の相手方所有の農機具に接触し、同農機具を破損させたものである。

**(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年5月21日専決) (総務課)**

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 32,550 円（県過失 2 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 3 月 27 日、中部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、路外駐車場から右折進入してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

**(11) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について (平成25年5月21日専決)**

(住宅政策課)

相手方：県営住宅永江団地 入居者 1 名

訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

**報告第 11 号 長期継続契約の締結状況について**

件数      新規   74 件      変更   4 件